

5-7 高圧ガスの使用

高圧ガスの種類、特性を理解して安全に取り扱ってください。特に、容器には衝撃を与えず、バルブ等はゆっくりと開けてください。容易に開閉できない場合は、内部が腐食している恐れがあるため、無理に開閉しないようにしてください。使用中や機器への接続などを行った場合は、ガスが漏洩していないか、適宜確認をしてください。使用後は地震・火災等の際に漏洩による被害拡大を防ぐためバルブを閉めるようにしてください。

高圧ガスボンベレンタル容器の設置期限は、熊本県高圧ガス適正管理指針、及び要項第 8 条(3)に基づき、納品日から原則 1 年間となっています。ボンベにかけてある「空充カード」で返却期限を確認しましょう。残ガスがある場合でも 1 年以内に返却してください。ただし、容器を貸与している高圧ガス販売事業者が安全を確認し、継続設置を許可した場合はさらに 1 年間の留置延長が可能です。(詳細は YAKUMO 内「マニュアル・資料」の「高圧ガスボンベのレンタル容器設置延長手続きについて」参照)

要項第 8 条(高圧ガスの使用)

化学物質取扱者は、高圧ガスを使用する場合には、次に掲げる事項に従って取り扱わなければならない。

- (1) 毒性、可燃性、支燃性、爆発性等の危険性について十分配慮した上で取り扱うこと。
- (2) 使用済み高圧ガス容器(自己所有容器を除く。)は、直ちに販売事業者へ返却すること。
- (3) 残ガスのある容器(バルク容器を除く。)であっても、容器設置後、原則として 1 年以上継続して留置しないこと。ただし、高圧ガス販売事業者の点検により安全が確認され、点検票を学長へ報告した場合は、点検日から 1 年間の留置を延長することができる。